

兵庫県公報

平成30年11月30日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則（規則第56号）

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立総合衛生学院に介護福祉士の養成所としての業務を分掌する分校として中山手分校を設置することに伴い、当該分校に介護福祉学科を設置する等関係規則について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	99戸

規 則

兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第56号

兵庫県立総合衛生学院学則及び行政組織規則の一部を改正する規則

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第1条 兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び歯科衛生士」を「、歯科衛生士及び介護福祉士」に改める。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(課程等)」を付し、同条第1項中「学院」の右に「の本校」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 学院の分校に専門課程として介護福祉学科を置く。

2 介護福祉学科においては、介護福祉士としての必要な教育を行う。

第4条の表専門課程の款に次のように加える。

介護福祉学科	2年	40人	80人
--------	----	-----	-----

第8条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第11条第3号中「歯科衛生学科」の右に「及び介護福祉学科」を加える。

第12条第1項中「又は歯科衛生士」を「、歯科衛生士又は介護福祉士」に改める。

第13条第3号中「歯科衛生学科」の右に「及び介護福祉学科」を加える。

第14条を次のように改める。

(入学の許可)

第14条 学院長は、入学試験に合格した者に対し、入学の許可を与える。

2 入学の許可を受けた者は、学院長が指定する日までに入学に必要な手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、その手続を期日までに行うことができない者が、あらかじめ学院長に届け出て、その承認を得たときは、この限りでない。

第20条の2第2項中「又は歯科衛生学科」を「、歯科衛生学科又は介護福祉学科」に、「又は別表第3」を「から別表第4まで」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 専門課程のうち介護福祉学科を修了した者は、専門士（教育・社会福祉課程）と称することができる。

第26条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「乱した」を「乱す等学生としての本分に反した」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(i) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

別表第3中「第8条関係」を「第8条、第20条の2関係」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条、第20条の2関係）

介護福祉学科の授業科目等

授業科目		単位数（授業時間数）	備考
人間と社会	人間の尊厳と自立	1	
	人間関係とコミュニケーション	2	
	社会の理解	2	
	倫理学	1	
	介護予防Ⅰ	1	
	介護予防Ⅱ	1	
	介護予防Ⅲ	1	
	介護予防Ⅳ	1	
	小計	10 (280)	
介護	介護の基本Ⅰ	2	
	介護の基本Ⅱ	2	
	介護の基本Ⅲ	1	
	介護の基本Ⅳ	1	
	コミュニケーション技術	2	
	手話	1	
	点字	1	
	生活支援技術Ⅰ	2	
	生活支援技術Ⅱ	2	
	生活支援技術Ⅲ	2	
	生活支援技術Ⅳ	2	
	生活支援技術Ⅴ	2	
	介護過程Ⅰ	1	

182の項までとし、178の項の次に次のように加える。

179	28	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	11階建	11	0.5966	38,700
					22	0.7905	53,300
					22	0.8209	53,300
					44	0.9417	63,400

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。